

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

		課 税 期 間	・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称				
項 目			税 率 6.24 % 適 用 分	税 率 7.8 % 適 用 分	合 計 C			
			A	B	(A+B)			
			円	円	円			
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)		①					
	免 税 売 上 額		②					
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額		③					
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)			④				※第一表の⑤欄へ	
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)		⑤					
	非 課 税 売 上 額		⑥					
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)		⑦				※第一表の⑤欄へ	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)			⑧			[%]	※端数 切捨て	
課 税 仕 入 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)		⑨					
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額		⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)			
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額		⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額		⑫		(⑪B欄×7.8/100)			
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額		⑬					
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		⑭					
	課 税 仕 入 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑬±⑭)		⑮					
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)		⑯					
	課 5 課 95 税 億 税 % 売 売 未 円 売 未 上 上 満 超 割の 高 又 合 場 が は が 合	個 別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				
			⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑱				
個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕			⑲					
控 除 調 整 額 整	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等 の 税 額 (⑮ × ④ / ⑦)		⑳					
	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		㉑					
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		㉒					
	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額		㉓					
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔 (⑰、⑱ 又は ㉑ の 金 額) ± ㉒ ± ㉓ 〕 が プ ラ ス の 時		㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ			
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔 (⑰、⑱ 又は ㉑ の 金 額) ± ㉒ ± ㉓ 〕 が マ イ ナ ス の 時		㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ			
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額			㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑪欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合には、⑩又は⑫欄には次の算式により計算した金額を記入します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑩} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑫} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額（特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額）} \times \frac{7.8}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{100} \right)$$

- (4) ⑪及び⑫欄は、課税売上割合が 95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。